

報道関係者 各位

令和元年11月22日

【照会先】徳島労働局職業安定部職業対策課

課長 寒川 浩治

課長補佐 中津 敦史

高齢者対策担当官 以西 和恵

電話 (088) 611-5387

県内の「高年齢者雇用確保措置実施企業割合」は 100%を達成しました。

～ 令和元年「高年齢者の雇用状況」集計結果 ～

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業の状況

①65歳までの雇用確保措置のある企業は100.0%(対前年0.2ポイント増)

②65歳定年企業は15.2%(対前年0.2ポイント減)

II 66歳以上働ける企業の状況

①66歳以上働ける制度のある企業は34.5%(対前年1.9ポイント増)

②70歳以上働ける制度のある企業は32.1%(対前年2.0ポイント増)

③定年制廃止企業は2.3%(対前年0.7ポイント減)

徳島労働局(局長:日根 直樹)は、このほど、高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況などを集計した、令和元年「高年齢者の雇用状況」(6月1日現在)をとりまとめましたので、公表します。

高年齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」、「定年の引上げ」又は「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した徳島県内の従業員31人以上の企業875社の状況を取りまとめたものです。

働く意欲と豊富な経験や知識を持つ高齢者が、生涯現役で働くことのできる社会の実現に向けたさらなる取組を、徳島労働局、ハローワークにおいて実施していきます。

なお、集計結果の主なポイントは次ページ以降をご参照ください。

【集計結果の主なポイント】※[]は対前年差

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業の状況

① 高年齢者雇用確保措置の実施状況

65歳までの雇用確保措置のある企業は計875社、100%（11ページ表1）

② 65歳定年企業の状況

65歳定年企業は133社[1社減少]、15.2%[0.2ポイント減少]（14ページ表5）

- ・ 中小企業では128社[1社減少]、15.6%[0.3ポイント減少]
- ・ 大企業では5社[変動無し]、8.8%[変動無し]

II 66歳以上働ける企業の状況

① 66歳以上働ける制度のある企業の状況

66歳以上働ける制度のある企業は302社[19社増加]、割合は34.5%[1.9ポイント増加]（15ページ表6）

- ・ 中小企業では286社[19社増加]、35.0%[2.1ポイント増加]
- ・ 大企業では16社[変動無し]、28.1%[変動無し]

② 70歳以上働ける制度のある企業の状況

70歳以上働ける制度のある企業は281社[19社増加]、割合は32.1%[2.0ポイント増加]（15ページ表7）

- ・ 中小企業では267社[19社増加]、32.6%[2.1ポイント増加]
- ・ 大企業では14社[変動無し]、24.6%[変動無し]

③ 定年制廃止企業の状況

定年制廃止企業は20社[6社減少]、割合は2.3%[0.7ポイント減少]（12ページ表3-1）

- ・ 中小企業では20社[6社減少]、2.4%[0.8ポイント減少]
- ・ 大企業では0社[変動なし]、0.0%[変動無し]

<集計対象>

○常時雇用する労働者が31人以上の企業875社（報告書用紙送付事業所数898事業所）

中小企業（31～300人規模）：818社（うち31～50人規模：347社、51～300人規模：471社）
大企業（301人以上規模）：57社

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)の実施済企業は 875 社、全ての企業において実施済みとなっている。

(注)雇用確保措置

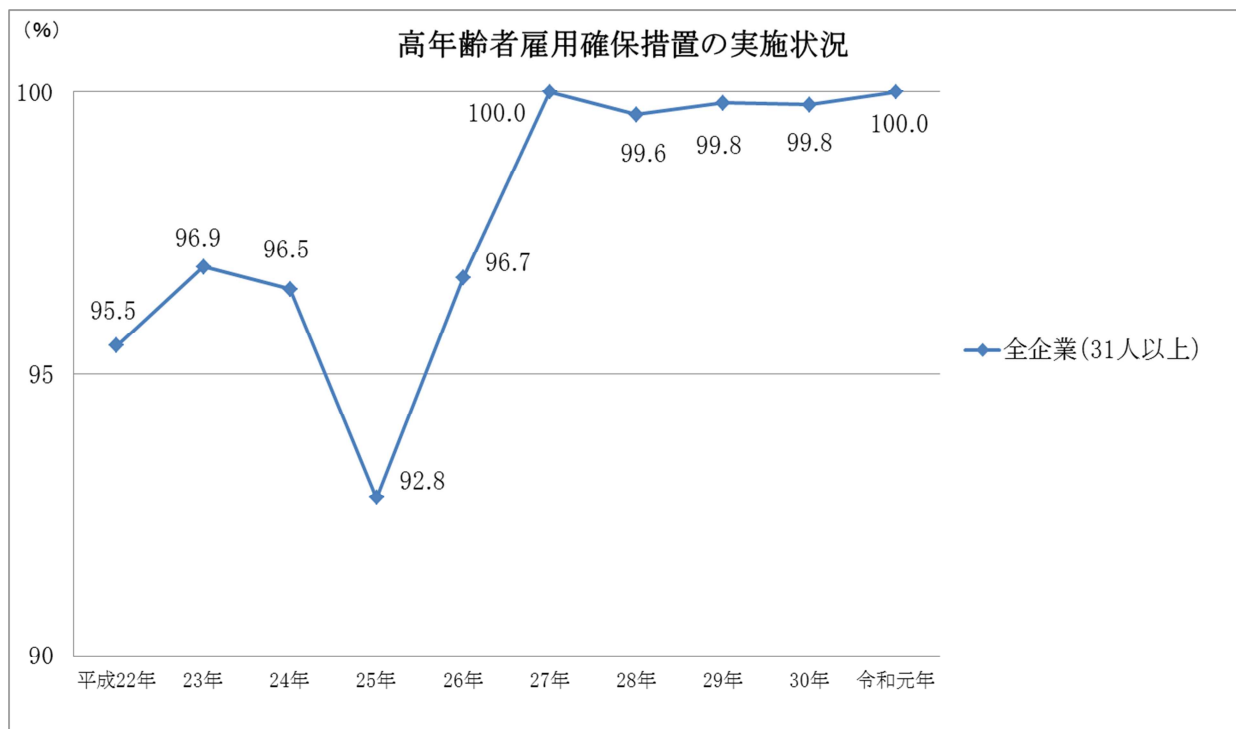
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じなければならない。

- ① 定年制の廃止
- ② 定年の引上げ
- ③ 継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度等※)の導入

※ 継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。なお、平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。ただし、24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和7年度までに段階的に引き上げているところ(経過措置)。

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では 57 社、100%[変動なし]、中小企業では 818 社、100%[0.2 ポイント増]となっている。



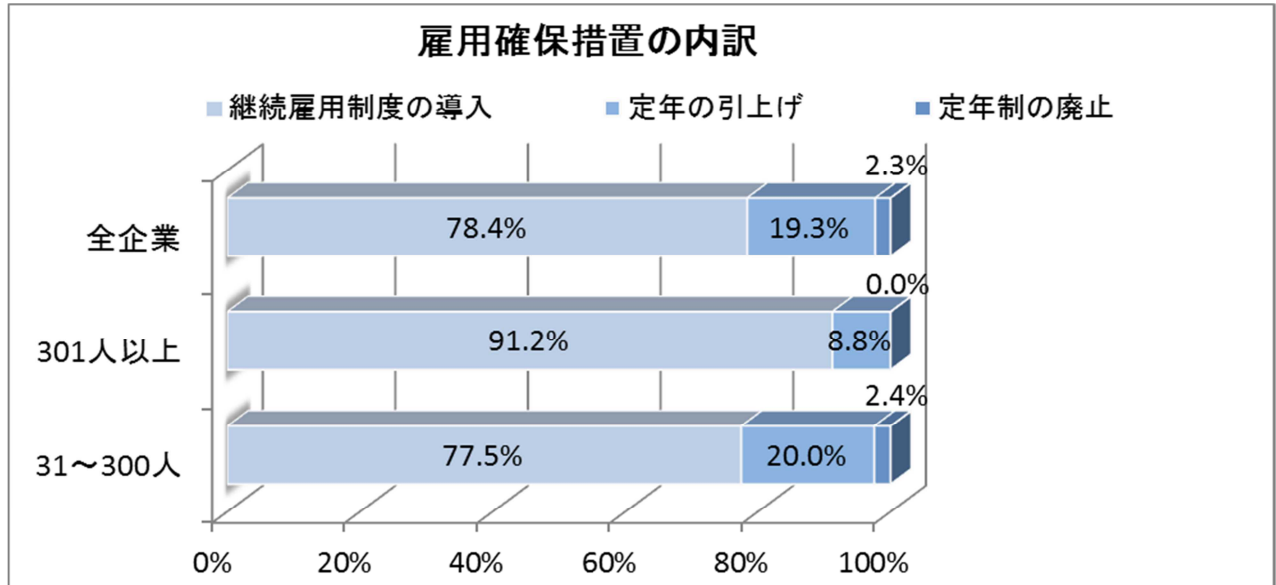
※平成 25 年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があったため、平成 24 年と 25 年の数値は単純比較できない。

(3) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ① 「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は 20 社 2.3%[0.7 ポイント減少]、
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は 169 社 19.3%[0.1 ポイント減少]、
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は 686 社 78.4% [0.8 ポイント増加]

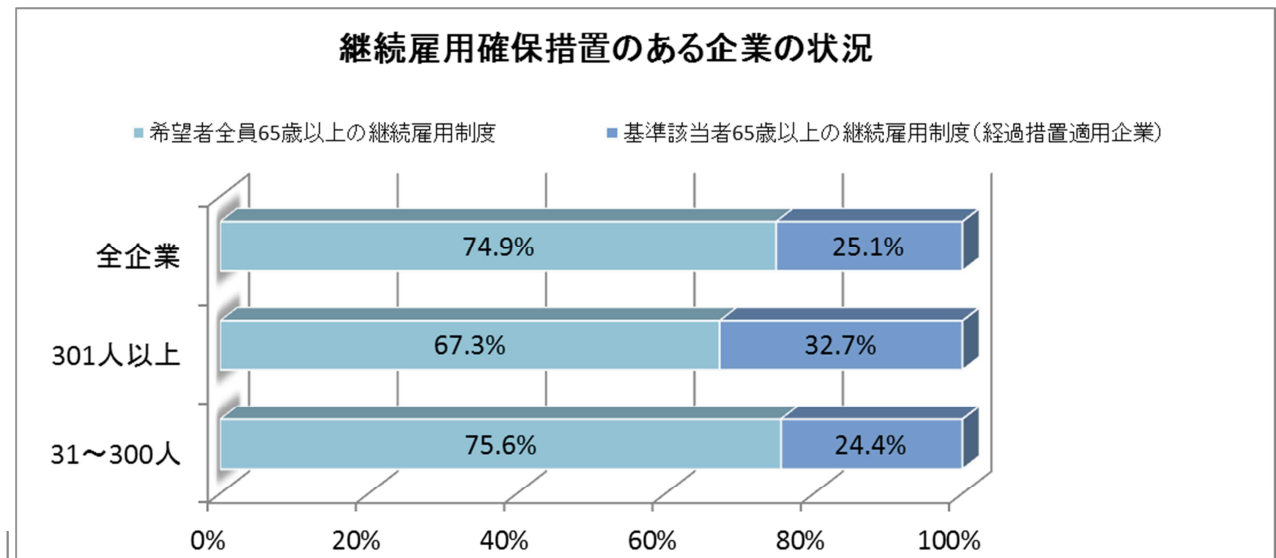
となっており、定年制度(①、②)により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度(③)により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。(12 ページ表3-1)



(4) 継続雇用確保措置のある企業の状況

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(686 社)のうち、

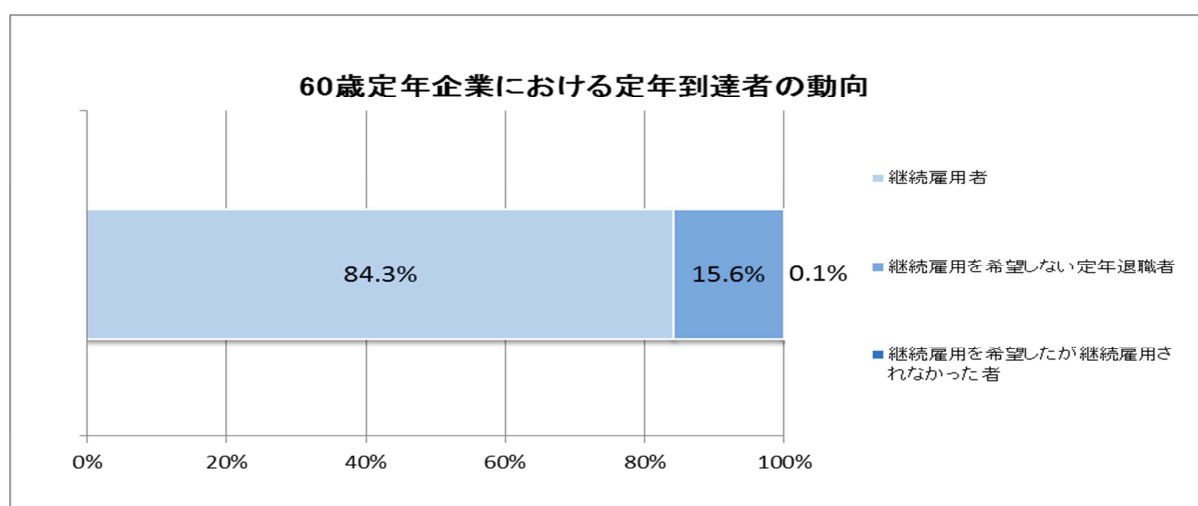
- ① 希望者全員を対象とする 65 歳以上の継続雇用制度を導入している企業は 514 社、74.9%[1.2 ポイント増加]、
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は 172 社、25.1%[1.2 ポイント減少]となっている。(12 ページ表3-2)



2 60 歳定年到達者の動向

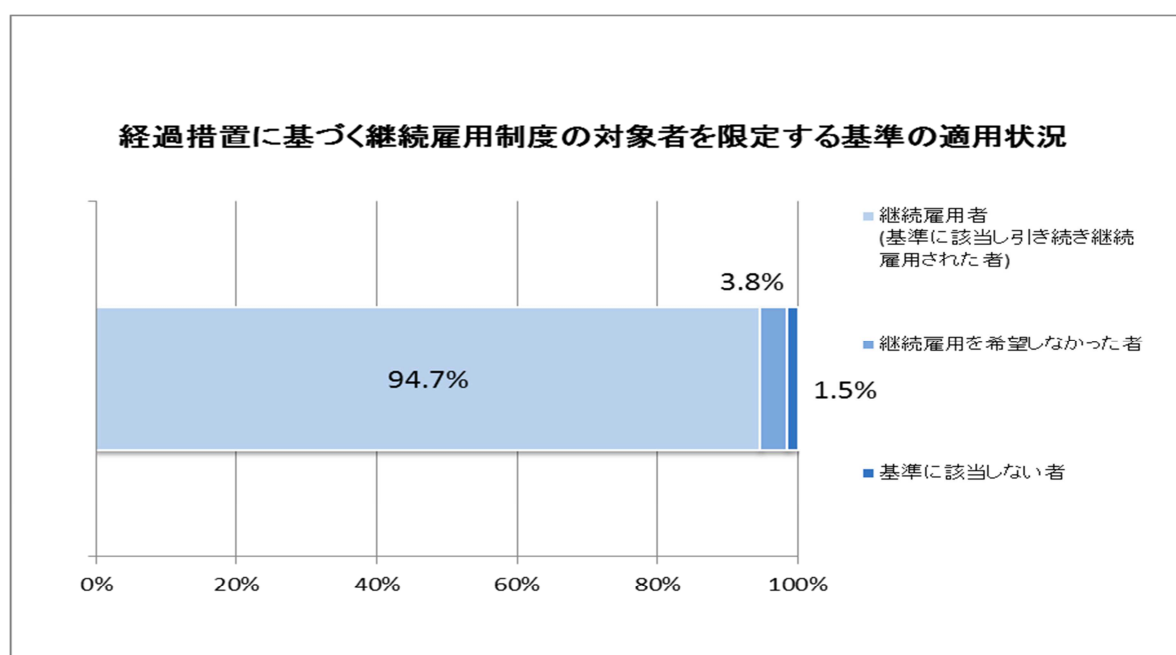
(1)60 歳定年企業における定年到達者の動向

過去1年間(平成 30 年6月1日から令和元年5月 31 日)の 60 歳定年企業における定年到達者(1,595 人)のうち、継続雇用された者は 1,344 人(84.3%) (うち子会社・関連会社等での継続雇用者は 24 人)、継続雇用を希望しない定年退職者は 249 人(15.6%)、継続雇用を希望したが継続雇用をされなかった者は 2 人(0.1%)となっている。(13 ページ表4-1)



(2)経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

平成 30 年6月1日から令和元年5月 31 日までの間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢(平成 31 年4月1日以降は 63 歳)に到達した者(262 人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は 248 人(94.7%)、継続雇用の更新を希望しなかった者は 10 人(3.8%)、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は 4 人(1.5%)となっている。(13 ページ表4-2)

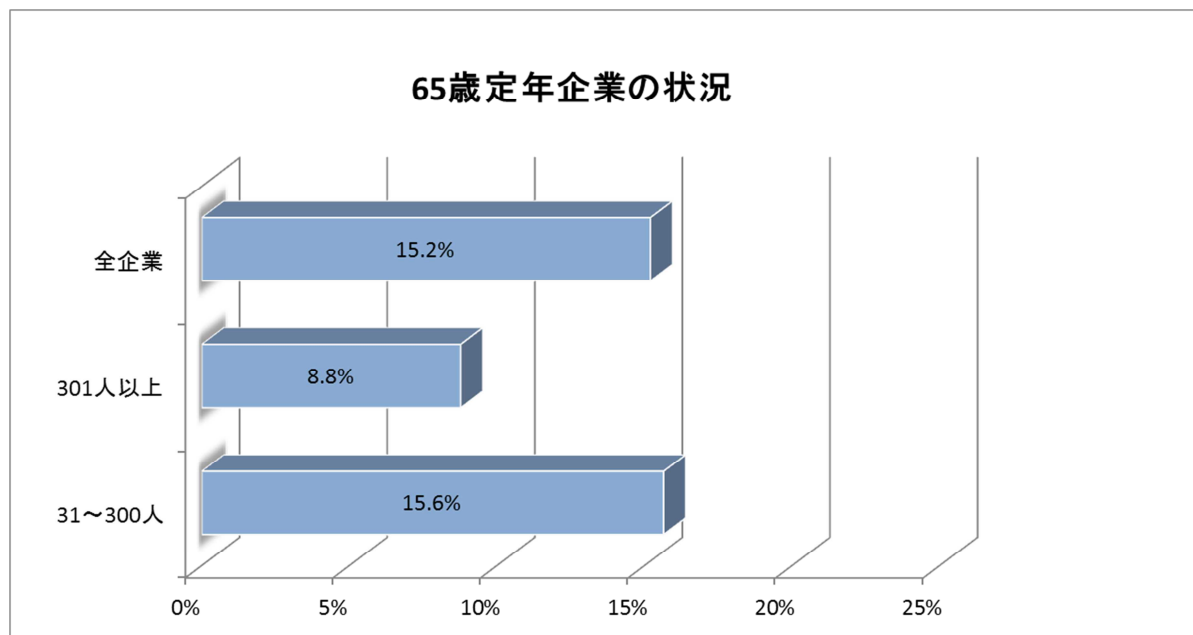


3 65歳定年企業の状況

定年を65歳とする企業は、133社[1社減少]、報告した全ての企業に占める割合は15.2%[0.2ポイント減少]となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では128社[1社減少]、15.6%[0.3ポイント減少]、
- ② 大企業では5社[変動無し]、8.8%[変動無し]となっている。(14 ページ表5)



4 66歳以上働ける制度のある企業の状況

(1) 66歳以上働ける制度のある企業の状況

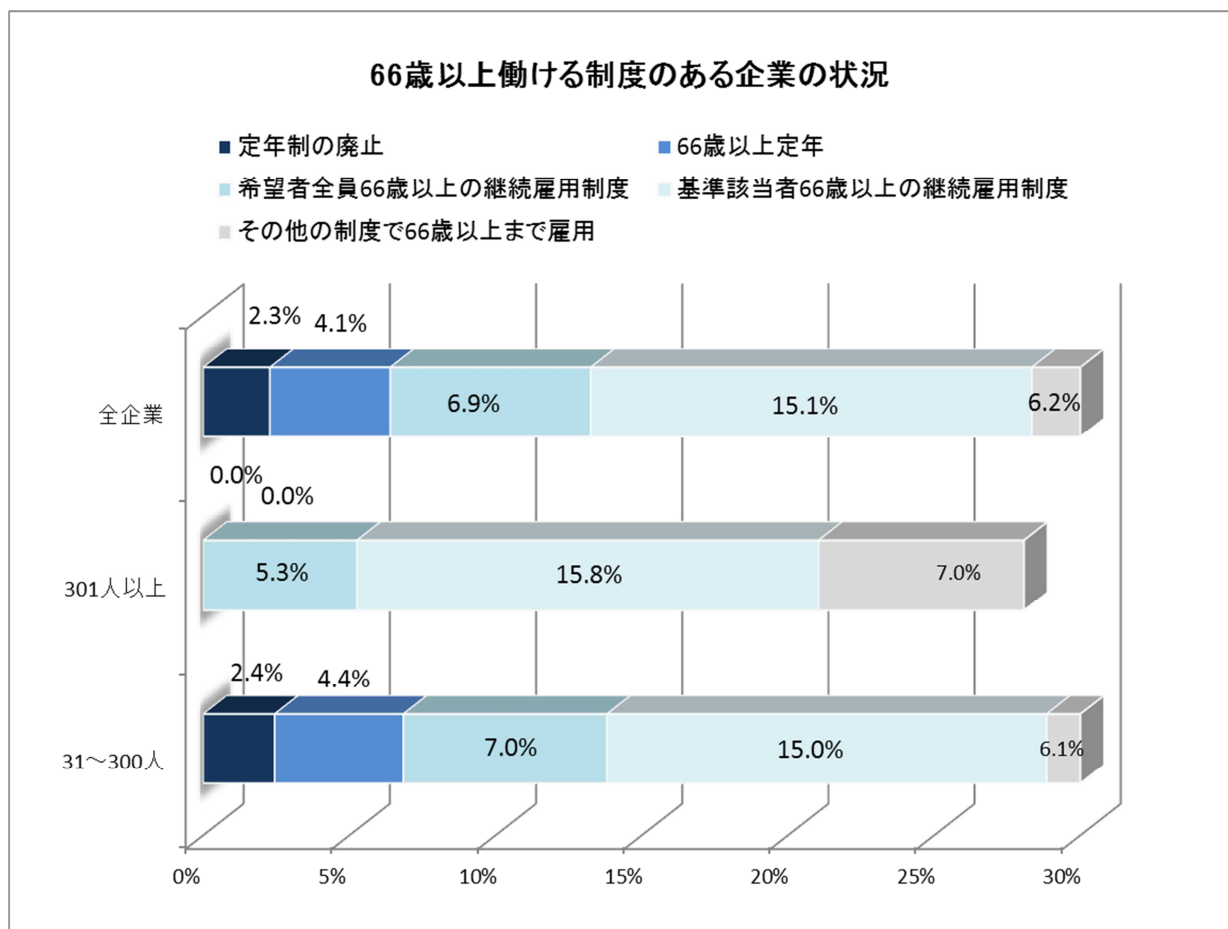
66歳以上働ける制度のある企業は、302社[19社増加]、報告した全ての企業に占める割合は34.5%[1.9ポイント増加]となっている。

企業規模別に見ると、

① 中小企業では286社[19社増加]、35.0%[2.1ポイント増加]、

② 大企業では16社[変動無し]、28.1%[変動無し]

となっている。(15 ページ表6)



※ 66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「66歳以上定年」のみに計上している。

※ 「その他の制度で66歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を66歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで60歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

(2) 70 歳以上働ける制度のある企業の状況

70 歳以上働ける制度のある企業は、281 社[19 社増加]、報告した全ての企業に占める割合は 32.1%[2.0 ポイント増加]となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では 267 社[19 社増加]、32.6%[2.1 ポイント増加]、
 - ② 大企業では 14 社[変動無し]、24.6%[変動無し]
- となっている。(15 ページ表 7)

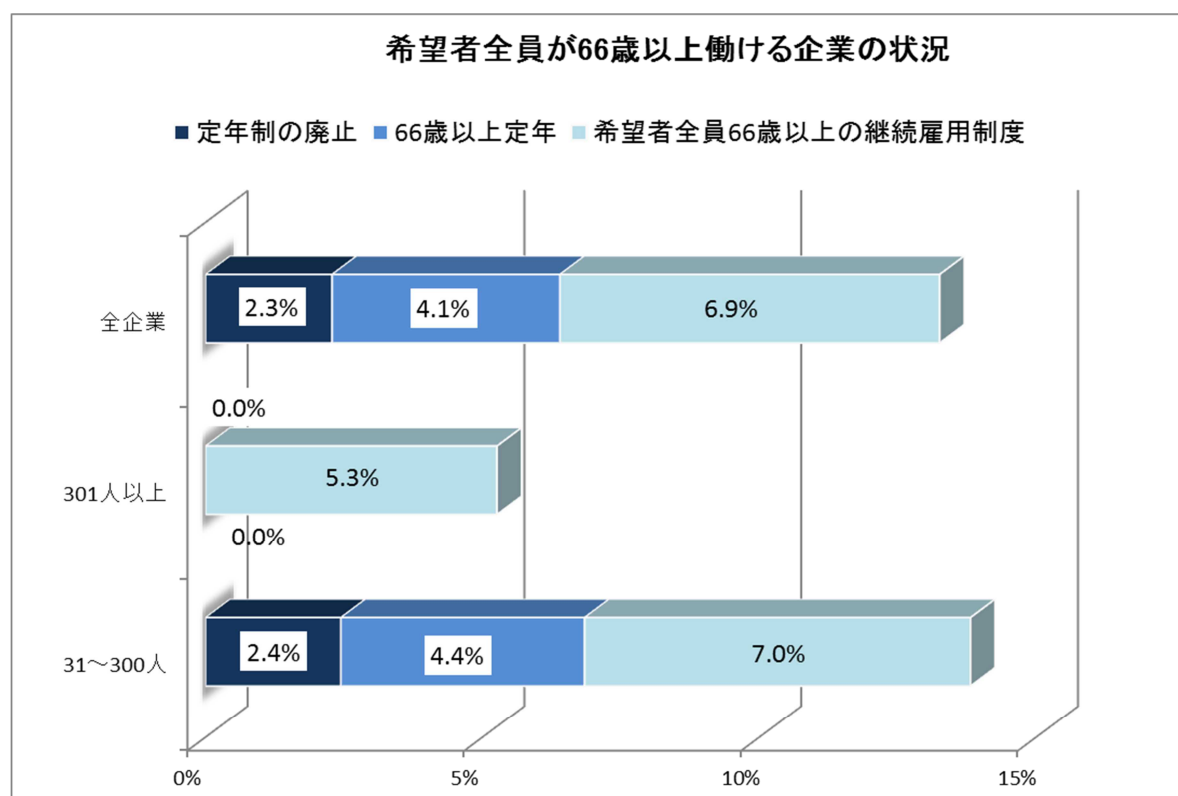
5 希望者全員が 66 歳以上働ける企業の状況

(1) 希望者全員が 66 歳以上働ける企業の状況

希望者全員が 66 歳以上働ける企業は、116 社[3 社減少]、報告した全ての企業に占める割合は 13.3%[0.4 ポイント減少]となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では 113 社[3 社減少]、13.8%[0.5 ポイント減少]、
 - ② 大企業では 3 社[変動無し]、5.3%[変動無し]
- となっている。(15 ページ表 6)



(2) 定年制廃止および66歳以上定年企業の状況

- ① 定年制を廃止している企業は、20社[6社減少]、報告した全ての企業に占める割合は2.3%[0.7ポイント減少]となっている。

企業規模別に見ると、

ア 中小企業では20社[6社減少]、2.4%[0.8ポイント減少]、

イ 大企業では0社[変動なし]、0.0%[変動なし]

となっている。

- ② 定年を66～69歳とする企業は、17社[2社増加]、報告した全ての企業に占める割合は1.9%[0.2ポイント増加]となっている。

企業規模別に見ると、

ア 中小企業では17社[2社増加]、2.1%[0.3ポイント増加]、

イ 大企業では0社[変動なし]、0.0%[変動なし]

となっている。

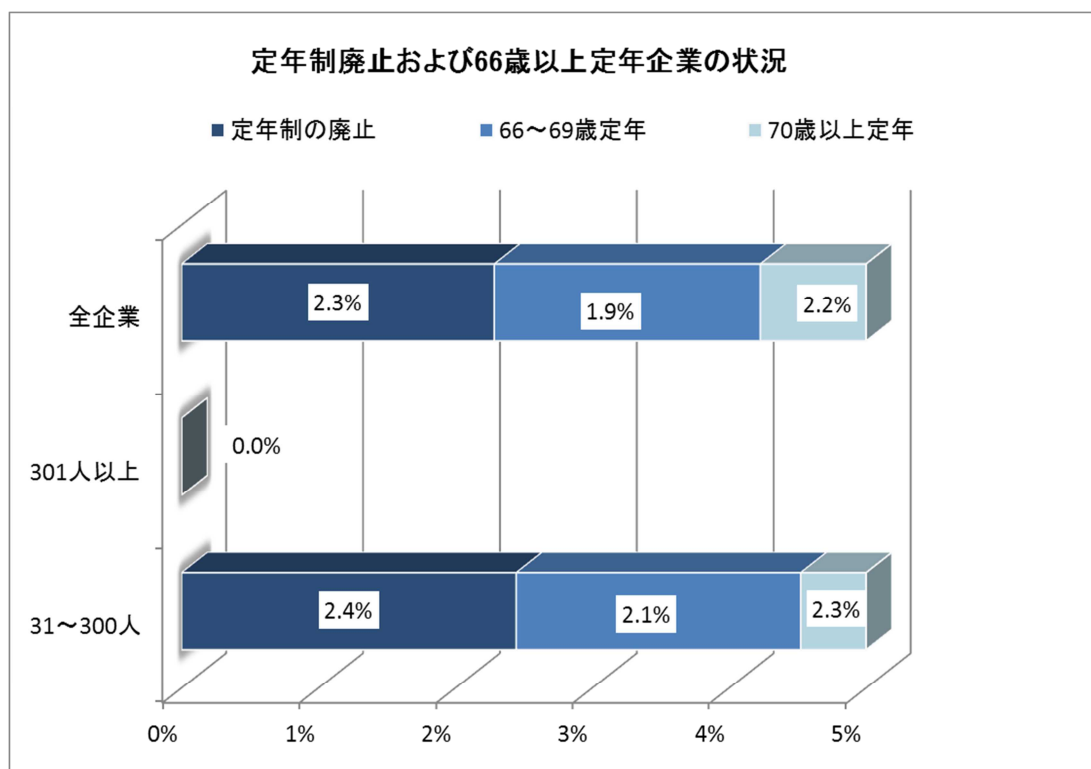
- ③ 定年を70歳以上とする企業は、19社[変動なし]、報告した全ての企業に占める割合は2.2%[変動なし]となっている。

企業規模別に見ると、

ア 中小企業では19社[変動なし]、2.3%[変動なし]、

イ 大企業では0社[変動なし]、0.0%[変動なし]

となっている。(14ページ表5)



6 高年齢労働者の状況

(1) 年齢階級別の常用労働者数について

31人以上規模企業における常用労働者数(111,539人)のうち、60歳以上の常用労働者数は15,467人で13.9%を占めている。年齢階級別に見ると、60～64歳が8,488人、65～69歳が4,745人、70歳以上が2,234人となっている。(18ページ表9)

(2) 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の推移

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は13,023人であり、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、9,629人増加している。31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は15,467人であり、平成21年と比較すると、8,659人増加している。(18ページ表9)

